保健室

子どもの健康管理を中心に、学級担任と連携をとり、適切な指導を行っています。

※　身長・体重・視力・聴力等が測定できます。
※　心身の悩みについて　いっしょに考えます。
※　気分が悪いとき、調子が悪いときは、一時休養ができます。
※　内服薬は、おいていません。
※　学校でケガをしたら、応急処置ができます。
※　緊急連絡カードに連絡先を明記してください。

◆学校管理下でけがをしたとき

日本スポーツ振興センターの共済給付制度があります。学校管理下で思いがけなくケガなどをされた場合、それを治療するために払った医療費が保険の範囲内で給付されます。毎年4月に加入手続きをすることになっており、原則として全員加入です。（保護者負担金は年間460円です。）給付については日本スポーツ振興センターで審査、決定され、他の傷害保険などとはかかわりなく給付されます。手続きの書類は学校にありますので、学校の管理下でケガをされ医療機関を受診した場合は担任まで連絡してください。

◆感染症にかかった場合

水痘（水ぼうそう）、麻疹（はしか）、風疹（３日はしか）、インフルエンザ、
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、マイコプラズマ肺炎、伝染性紅斑、
溶連菌感染症、手足口病、新型コロナウイルス感染症　等

感染症にかかったら、病院で診察をしてもらい、医師の許可が下りてから登校してください。登校後「届」の用紙をお渡しするので保護者の方が記入してください。
（「届」の用紙は学校にあり、医師の診断書は必要ありません。）

◆子どもの健康調査票

毎年4月に保護者の方に記入していただきます。お子さんの現在の健康状態を知り、健康診断や日常の健康管理に使用します。（小1～小６まで６年間使用します。）